

2018/7/28

特定社会保険労務士事務所 小山 繁雄

平成30年度地域別最低賃金額改定の目安について

中央最低賃金審議会で取り纏められ公表されました 平成30年7月26日

☆平成30年7月26日 今年度の地域別最低賃金額改定の目安について 中央最低賃金審議会で答申が取りまとめられ、公表されました。

(適用される主な都道府県の一部都府県を表記)

ランク A	引上げ額の目安27円	適用される都道府県 東京・埼玉・神奈川・大阪
ランク B	引上げ額の目安26円	適用される都道府県 茨城・栃木・山梨・長野・静岡
ランク C	引上げ額の目安25円	適用される都道府県 群馬・新潟・石川・福井・宮城
ランク D	引上げ額の目安23円	適用される都道府県 青森・秋田・福島・高知・大分

☆ 今後は、各地方最低賃金審議会でも厚労大臣から、この答申を参考にして各地域における実態賃金、参考人の意見等も踏まえて審議・答申が行われ各県の労働局長により賃金額の決定が行われこととなります。

☆ 今年が目安引上げ額の全国加重平均は26円となり、決定されると過去最高額の引上げ額となります。

☆ 引上げ率に換算すると3.1%、全都道府県で20円超となります。



→ [労働基準局賃金課報道資料](https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000172722_00001.html)

夜空を染める熱海の花火大会

https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000172722_00001.html